

ハ～ラ (略)

ム 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからナまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからナまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護1	<u>701単位</u>
b 要介護2	<u>746単位</u>
c 要介護3	<u>808単位</u>
d 要介護4	<u>860単位</u>
e 要介護5	<u>911単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護1	<u>742単位</u>
b 要介護2	<u>814単位</u>
c 要介護3	<u>876単位</u>
d 要介護4	<u>932単位</u>
e 要介護5	<u>988単位</u>

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護1	<u>775単位</u>
b 要介護2	<u>823単位</u>

ハ～ラ (略)

(新設)

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(一) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護1	<u>698単位</u>
b 要介護2	<u>743単位</u>
c 要介護3	<u>804単位</u>
d 要介護4	<u>856単位</u>
e 要介護5	<u>907単位</u>

(二) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護1	<u>739単位</u>
b 要介護2	<u>810単位</u>
c 要介護3	<u>872単位</u>
d 要介護4	<u>928単位</u>
e 要介護5	<u>983単位</u>

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護1	<u>771単位</u>
b 要介護2	<u>819単位</u>

c 要介護 3	<u>884単位</u>
d 要介護 4	<u>935単位</u>
e 要介護 5	<u>989単位</u>
(四) 介護保健施設サービス費(iv)	
a 要介護 1	<u>822単位</u>
b 要介護 2	<u>896単位</u>
c 要介護 3	<u>959単位</u>
d 要介護 4	<u>1,015単位</u>
e 要介護 5	<u>1,070単位</u>
(2) 介護保健施設サービス費(II)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>726単位</u>
b 要介護 2	<u>808単位</u>
c 要介護 3	<u>921単位</u>
d 要介護 4	<u>998単位</u>
e 要介護 5	<u>1,072単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>804単位</u>
b 要介護 2	<u>886単位</u>
c 要介護 3	<u>1,001単位</u>
d 要介護 4	<u>1,076単位</u>
e 要介護 5	<u>1,150単位</u>
(3) 介護保健施設サービス費(III)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>726単位</u>
b 要介護 2	<u>802単位</u>
c 要介護 3	<u>895単位</u>
d 要介護 4	<u>971単位</u>
e 要介護 5	<u>1,045単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>804単位</u>

c 要介護 3	<u>880単位</u>
d 要介護 4	<u>931単位</u>
e 要介護 5	<u>984単位</u>
(四) 介護保健施設サービス費(iv)	
a 要介護 1	<u>818単位</u>
b 要介護 2	<u>892単位</u>
c 要介護 3	<u>954単位</u>
d 要介護 4	<u>1,010単位</u>
e 要介護 5	<u>1,065単位</u>
(2) 介護保健施設サービス費(II)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>804単位</u>
c 要介護 3	<u>917単位</u>
d 要介護 4	<u>993単位</u>
e 要介護 5	<u>1,067単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>800単位</u>
b 要介護 2	<u>882単位</u>
c 要介護 3	<u>996単位</u>
d 要介護 4	<u>1,071単位</u>
e 要介護 5	<u>1,145単位</u>
(3) 介護保健施設サービス費(III)	
(一) 介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>798単位</u>
c 要介護 3	<u>891単位</u>
d 要介護 4	<u>966単位</u>
e 要介護 5	<u>1,040単位</u>
(二) 介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>800単位</u>

b	要介護 2	<u>880単位</u>
c	要介護 3	<u>974単位</u>
d	要介護 4	<u>1,048単位</u>
e	要介護 5	<u>1,123単位</u>
(4)	介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一)	介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護 1	<u>687単位</u>
b	要介護 2	<u>731単位</u>
c	要介護 3	<u>792単位</u>
d	要介護 4	<u>843単位</u>
e	要介護 5	<u>893単位</u>
(二)	介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護 1	<u>759単位</u>
b	要介護 2	<u>807単位</u>
c	要介護 3	<u>866単位</u>
d	要介護 4	<u>916単位</u>
e	要介護 5	<u>968単位</u>
ロ	ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）	
(1)	ユニット型介護保健施設サービス費(I)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護 1	<u>781単位</u>
b	要介護 2	<u>826単位</u>
c	要介護 3	<u>888単位</u>
d	要介護 4	<u>941単位</u>
e	要介護 5	<u>993単位</u>
(二)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護 1	<u>826単位</u>
b	要介護 2	<u>900単位</u>
c	要介護 3	<u>962単位</u>
d	要介護 4	<u>1,019単位</u>
e	要介護 5	<u>1,074単位</u>

b	要介護 2	<u>876単位</u>
c	要介護 3	<u>969単位</u>
d	要介護 4	<u>1,043単位</u>
e	要介護 5	<u>1,118単位</u>
(4)	介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
(一)	介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護 1	<u>684単位</u>
b	要介護 2	<u>728単位</u>
c	要介護 3	<u>788単位</u>
d	要介護 4	<u>839単位</u>
e	要介護 5	<u>889単位</u>
(二)	介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護 1	<u>756単位</u>
b	要介護 2	<u>803単位</u>
c	要介護 3	<u>862単位</u>
d	要介護 4	<u>912単位</u>
e	要介護 5	<u>964単位</u>
ロ	ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）	
(1)	ユニット型介護保健施設サービス費(I)	
(一)	ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a	要介護 1	<u>777単位</u>
b	要介護 2	<u>822単位</u>
c	要介護 3	<u>884単位</u>
d	要介護 4	<u>937単位</u>
e	要介護 5	<u>988単位</u>
(二)	ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a	要介護 1	<u>822単位</u>
b	要介護 2	<u>896単位</u>
c	要介護 3	<u>958単位</u>
d	要介護 4	<u>1,014単位</u>
e	要介護 5	<u>1,069単位</u>

(三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
a 要介護1	<u>781単位</u>
b 要介護2	<u>826単位</u>
c 要介護3	<u>888単位</u>
d 要介護4	<u>941単位</u>
e 要介護5	<u>993単位</u>
(四) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
a 要介護1	<u>826単位</u>
b 要介護2	<u>900単位</u>
c 要介護3	<u>962単位</u>
d 要介護4	<u>1,019単位</u>
e 要介護5	<u>1,074単位</u>
(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	<u>889単位</u>
b 要介護2	<u>971単位</u>
c 要介護3	<u>1,084単位</u>
d 要介護4	<u>1,160単位</u>
e 要介護5	<u>1,235単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>889単位</u>
b 要介護2	<u>971単位</u>
c 要介護3	<u>1,084単位</u>
d 要介護4	<u>1,160単位</u>
e 要介護5	<u>1,235単位</u>
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	<u>889単位</u>
b 要介護2	<u>964単位</u>
c 要介護3	<u>1,058単位</u>
d 要介護4	<u>1,133単位</u>

(三) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
a 要介護1	<u>777単位</u>
b 要介護2	<u>822単位</u>
c 要介護3	<u>884単位</u>
d 要介護4	<u>937単位</u>
e 要介護5	<u>988単位</u>
(四) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)	
a 要介護1	<u>822単位</u>
b 要介護2	<u>896単位</u>
c 要介護3	<u>958単位</u>
d 要介護4	<u>1,014単位</u>
e 要介護5	<u>1,069単位</u>
(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	<u>885単位</u>
b 要介護2	<u>966単位</u>
c 要介護3	<u>1,079単位</u>
d 要介護4	<u>1,155単位</u>
e 要介護5	<u>1,229単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護1	<u>885単位</u>
b 要介護2	<u>966単位</u>
c 要介護3	<u>1,079単位</u>
d 要介護4	<u>1,155単位</u>
e 要介護5	<u>1,229単位</u>
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	
(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護1	<u>885単位</u>
b 要介護2	<u>960単位</u>
c 要介護3	<u>1,053単位</u>
d 要介護4	<u>1,128単位</u>

e 要介護 5	<u>1,208単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>889単位</u>
b 要介護 2	<u>964単位</u>
c 要介護 3	<u>1,058単位</u>
d 要介護 4	<u>1,133単位</u>
e 要介護 5	<u>1,208単位</u>

(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>764単位</u>
b 要介護 2	<u>810単位</u>
c 要介護 3	<u>870単位</u>
d 要介護 4	<u>922単位</u>
e 要介護 5	<u>972単位</u>

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>764単位</u>
b 要介護 2	<u>810単位</u>
c 要介護 3	<u>870単位</u>
d 要介護 4	<u>922単位</u>
e 要介護 5	<u>972単位</u>

注 1～17 (略)

ハ～ヨ (略)

タ 緊急時施設療養費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理 (1日につき) 518単位

注 1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

e 要介護 5	<u>1,202単位</u>
(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>885単位</u>
b 要介護 2	<u>960単位</u>
c 要介護 3	<u>1,053単位</u>
d 要介護 4	<u>1,128単位</u>
e 要介護 5	<u>1,202単位</u>

(4) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)	
a 要介護 1	<u>761単位</u>
b 要介護 2	<u>806単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>918単位</u>
e 要介護 5	<u>968単位</u>

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)	
a 要介護 1	<u>761単位</u>
b 要介護 2	<u>806単位</u>
c 要介護 3	<u>866単位</u>
d 要介護 4	<u>918単位</u>
e 要介護 5	<u>968単位</u>

注 1～17 (略)

ハ～ヨ (略)

タ 緊急時施設療養費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

(1) 緊急時治療管理 (1日につき) 511単位

注 1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

(2) (略)

レ 所定疾患施設療養費（1日につき）

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

- (1) 所定疾患施設療養費(I) 239単位
- (2) 所定疾患施設療養費(II) 480単位

2・3 (略)

ソ～キ (略)

ノ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

- (一) 療養型介護療養施設サービス費(I)
- a 療養型介護療養施設サービス費(i)
- i 要介護1 645単位

(2) (略)

レ 所定疾患施設療養費（1日につき）

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

- (1) 所定疾患施設療養費(I) 235単位
- (2) 所定疾患施設療養費(II) 475単位

2・3 (略)

ソ～キ (略)

(新設)

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

- (一) 療養型介護療養施設サービス費(I)
- a 療養型介護療養施設サービス費(i)
- i 要介護1 641単位